

<商品概要書>

明治安田利率保証年金（5年）

予定利率変動型確定拠出年金保険

商品提供会社：明治安田生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

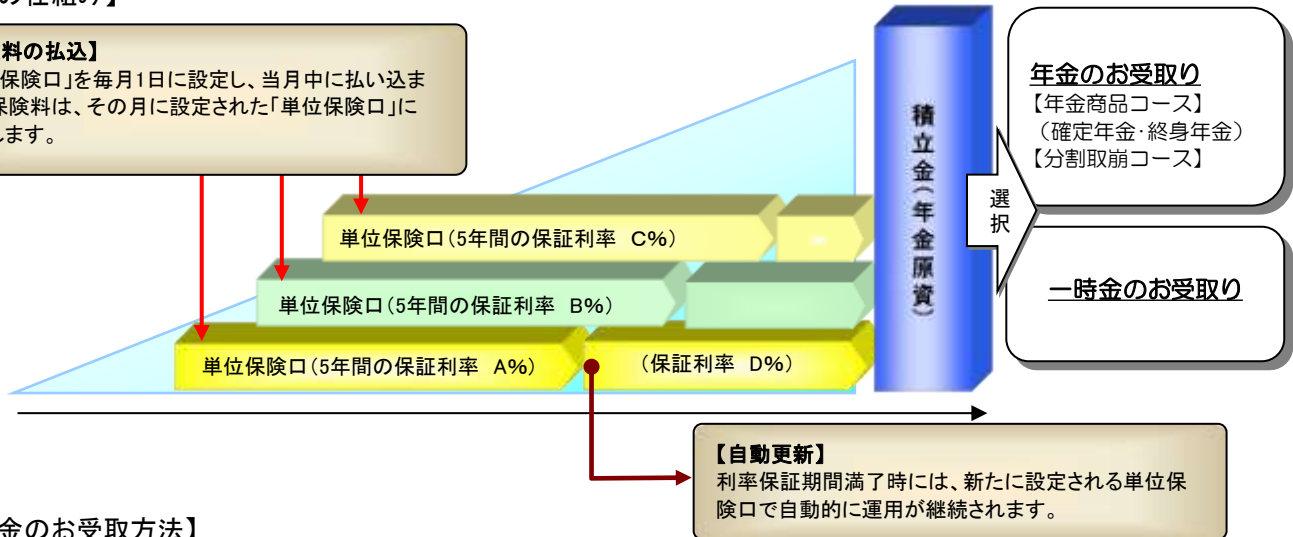
1.基本的性格

- ・確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
- ・一定期間（5年）、一定利率を保証する単位保険口を累積した保険商品です。
- ・保証利率は、国債等の利回りを基準として、毎月設定します。
- ・利率保証期間途中の預替え（スイッチング）の場合、その時の市場金利に応じて計算される取崩控除が差し引かれることがあり、この場合返戻金が払い込みいただいた保険料を下回る可能性があります。

【商品の仕組み】

【保険料の払込】

「単位保険口」を毎月1日に設定し、当月中に払い込まれた保険料は、その月に設定された「単位保険口」に投入します。



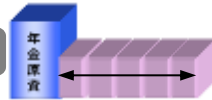
【給付金のお受取方法】

年金のお受取り ※年金のお受取りの方法は、ご利用の確定拠出年金制度により異なりますので年金規約をご確認ください。

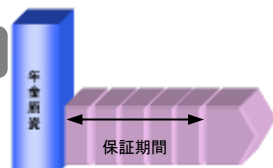
年金商品コース （確定年金・終身年金）

確定年金と終身年金の組み合わせも可能です。

確定年金



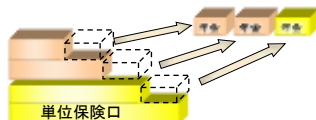
終身年金



- ・年金開始時の積立金をもとに、一定期間一定金額をお受取りになれます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合、残余受取期間分の未払年金現価をお支払いします。
- ・年金受取期間は、5・10・15・20年のいずれかを選択できます。
- ・障害年金においては、被保険者が満60歳以上であることを要します。

- ・年金開始時の積立金をもとに、終身にわたり年金をお受取りになれます。
- ・多くの場合、ほかの年金の種類に比べて年金額は少額です。
- ・保証期間中に死亡された場合、残余保証期間分の未払年金現価をお支払いします（保証期間経過後の年金は、お支払いの対象外です）。また、死亡時期によっては、総受取額が元本（受取開始時点の資産額）を下回る可能性があります。
- ・保証期間は、5・10・15・20年のいずれかを選択できます。

分割取崩コース



- ・積立終了時の積立金を一定期間（5年～20年）分割でお受取りになれます。
- ・年金開始後も積立期間中と同様の方法で運用を継続します。なお、お受取りの際にはその時の市場金利に応じた取崩控除が差し引かれる場合が

【年金開始後の留意点】

- ・確定年金、保証期間付終身年金の年金開始後の解約は、年金規約に定められている場合を除き、お取扱いいたしません。
- ・確定拠出年金制度の終了に伴う解約の場合、個人型年金への資産移換、または、年金開始から5年経過後であれば、年金に代えて一時金をお受取りになれます。
- ・個人型へ移換する資産または一時金においては、給付金のお受取方法に応じて以下をお支払いします。
年金商品コース（確定年金）：年金受取期間の残余期間分の未払年金現価
年金商品コース（終身年金）：【個人型年金への資産移換】残余保証期間分および終身部分の未払年金現価
【一時金】残余保証期間分の未払年金現価（保証期間経過後の年金はお支払いの対象外です）。
また、解約時期によっては、総受取額が元本（受取開始時点の資産額）を下回る可能性があります。

一時金のお受取り

老齢給付金、障害給付金のお受取方法に一時金を選択した場合、または、積立期間中に加入者が死亡された場合には、給付請求時の積立金を一時金としてお支払いします。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係係省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、運営管理機関が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されたものですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去

<商品概要書>

明治安田利率保証年金（5年）

予定利率変動型確定拠出年金保険

商品提供会社：明治安田生命保険相互会社

本商品は元本確保型の商品です

2.保険の種類

予定利率変動型確定拠出年金保険

3.拠出単位/拠出限度額

- ・拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。（払込の一時中断も可能です）
- ・他商品からの預替え（スイッチング）についても、金額の制限はありません。

4.保険期間

- ・保険料の払込開始時から給付の終了時まで

5.利率の設定/適用

【積立期間中】

- ・国債等の利回りを基準として、毎月1日に設定します。
- ・当月中に払い込まれた保険料は、その月に設定された単位保険口に投入されます。

【年金開始後】

- 《年金商品コース（確定年金・終身年金）》
 - ・年金支払開始時に設定します。設定した保証利率は途中で変更することはありません。
- 《分割取崩コース》
 - ・積立期間中と同じ

※提示する保証利率は保険契約管理のためのコストをあらかじめ差し引いた後の実質利率になります。

6.保証利率適用期間

【積立期間中】

- ・保証利率は毎月設定される単位保険口ごとに5年間適用されます。

【年金開始後】

- 《年金商品コース（確定年金・終身年金）》
 - ・保証利率は年金支払期間中保証されます。
- 《分割取崩コース》
 - ・積立期間中と同じ

7.保証利率適用期間終了時の取扱い

- ・利率保証期間満了時には、新たに設定される単位保険口で自動的に運用が継続されます。

8.配当金

- ・この保険商品は配当付の商品です。配当金は毎年決算により生じた剰余金からお支払いするもので、決算の内容によっては支払われないこともあります。

9.持分額の計算方法

- ・払い込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・取崩控除が適用される場合、控除後の金額が持分となります。

10.預替え（スイッチング）時の取扱い

- ・利率保証期間途中に、個人ごとの持分の全部または一部を解約して預替え（スイッチング）を行なう場合、単位保険口設定時の市場金利および解約時の市場金利に応じて所定の取崩控除が適用されることがあります。（利率保証期間5年型と利率保証期間10年型間の預替え（スイッチング）を行なう場合も含みます）
- ・適用される取崩控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として返戻金が元本を下回ることがあります。
- ・保証利率適用期間終了直前の1ヵ月間は解約の際の取崩控除はありません。
- ・取崩控除の適用の有無およびその金額については、単位保険口設定時の市場金利および解約請求時点の市場金利により異なります。実際にお受取りになる金額等については、Webもしくはコールセンターでご確認ください。
- ・複数の単位保険を保有している場合、利率設定日が古いものから順次取崩されます。単位保険を指定して解約することも可能です。

11.解除の取扱い

- ・給付金等を詐取する目的での事故招致もしくはこの保険契約の給付金等の請求に関する詐欺またはこの保険契約の存続を困難とするこれらと同等の重大な事由により、当社はこの保険契約の全部または一部を将来に向かって解除することができます。
- ・この保険契約が解除された場合には、所定の方法により計算した返戻金をお支払いします。
- ・取崩控除については「10.預替え（スイッチング）時の取扱い」に準じて適用されます。

12.中途退職時の取扱い

- ・転退職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、取崩控除を適用せず、積立金額を移換します。

13.運用勘定

- ・一般勘定で運用されます。

14.セーフティネットの有無

- ・保険業法に基づき設定された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）には、明治安田生命を含めすべての生命保険会社が会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、責任準備金および給付金等が削減されるなど、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構【TEL 03-3286-2820】までお問い合わせください。詳しくはホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。
(2025.7 A0671)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、運営管理機関が信頼できると判断した諸データに基づいて作成されたものですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去